

令和4年 第3回

苓北町農業委員会総会会議録

## 令和4年第3回 蒼北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年3月7日（月）  
午前9時26分から午前11時10分
2. 開催場所 蒼北町役場2階 庁議室
3. 出席者  
(農業委員)  
1番 荒木 義孝 2番 小野 三幸  
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道  
5番 平井 多貴子 6番 塚田 修彦  
7番 大仁田 金次
4. 本日の欠席委員（0名）

5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第84号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第4. 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第5. 議案第86号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第6. 議案第87号 非農地判断について
  - 日程第7. 議案第88号 農地移動適正化あっせん基準の改正について
  - 日程第8. 議案第89号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積  
及び空き家に付属した農地の別段面積について
  - 日程第9. 議案第90号 蒼北町農地利用最適化推進委員の選任について
  - 日程第10. その他

### 6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 宮崎良成 局長補佐 西川弘美 主事 松野 巧

### 7. 会議の概要

#### 1. 開 会

開会 午前9時26分

事務局

おはようございます。定刻の前ですけれども皆様お揃いですので、  
只今から令和4年第3回の農業委員会総会を開会致します。  
まずは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

改めまして、皆さんおはようございます。

ロシアによるウクライナとの戦争は今後どうなっていくのか、新型コロナの大流行、さらに中国の台湾の問題など世界経済の今後はどうなっていくのか、私たち日常の生活にどんな影響を与えるのか心配されます。本日もよろしくお願ひ致します。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、芥北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いします。どうぞよろしくお願ひ致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、4番の山下委員さんと6番の塙田委員さんに お願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、西川氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和4年3月7日 芥北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、芥北町坂瀬川の田1筆、面積は1, 106m<sup>2</sup>です。

場所については、4ページから5ページに図示しておりますが松原川沿いの農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

坂西委員

はい。この前、譲渡人の方とお話しをしてきてまして、長いこと耕作されておらず高齢ということで、これから先も農業をすることが困難ということでした。そして、現在譲受人の方がこの周りもほとんどキャベツとかレタスとか大方作っておられて、ここだけポツンと作られてなくて空いている感じになっておりました。今回、話が進んでここを譲受人の方に売買するということでございます。農業もしやすくなるしものすごく良い土地ですので良いお話しではないかと思います。よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして、他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議長

日程第3. 議案第84号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、6ページをお開きください。日程第3. 議案第84号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和4年3月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

7ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畠1筆、面積は67m<sup>2</sup>です。

転用の目的は、駐車場です。

転用しようとする理由の詳細は「申請人は、所有する雑種地を駐車場として弟や近隣住民に貸しているが、駐車台数の増加により手狭となつたため、隣接地である申請地を転用し駐車場の拡張をしたい。」ということでございます。

申請地は、8ページから9ページに図示しておりますが場所は志岐小学校裏の町道中村釜線沿いに所有されている雑種地のすぐ奥になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、苓北町役場から300m以内に位置するため第3種農地になります。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

小野委員

はい。先週の金曜日に、申請人の弟さんと農地の確認並びに説明を受けてまいりました。申請された方はご覧のように遠くに住まわれておられるということです。そして、ここの場所なんんですけど地目は畠になっていますけどもう何も作っておられませんでした。かと言って荒れてはいないのですけど道路からの続きでここも駐車場として利用したい。また、ご近所の車を持ってて駐車場のない方にもお貸したいということでした。畠としての機能もご覧のように狭くてですね。返って、申請されたようなのが利用価値があると思いました。弟さんの方も高齢になられて畠ももうできないということでした。以上でございます。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

それでは、日程第4. 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、10ページをお開きください。日程第4. 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和4年3月7日 苫北町農業委員会 会長 大仁田金次。

11ページをお開き願います。  
整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苫北町白木尾の田1筆、面積は1, 083m<sup>2</sup>です。  
転用の目的は、貸倉庫、作業場及び駐車場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「借受人は不動産賃貸業を営んでおり、当該地を転用し、貸倉庫、作業場及び駐車場を建設する計画です。申請地は耕作されておらず遊休農地であり、また貸借契約の相手も決まっているため、事業遂行が可能という理由から申請地を転用したい。」ということでございます。

申請地は、12ページから13ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は国道389号沿いの宅急便裏になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田会長

今月の4日、地主さん、申請会社の社長立会の下、私が現地確認を行いました。

国道の側ということで、宅配事業のトラックの出入りが非常に激しくて交通事故の発生が予見されるようなところでございますので、奥の申請地を大型トラックのUターンする場所とか倉庫の利用ということでした。会社が地主から借りて、それをまた隣の宅配業の会社に貸すという構図になっております。

一番心配されるのが排水でございまして、白木尾の台地の下はどこも湧き水が流れてまして奥には池もあります。排水をどうするかを私は重点的に見ました。そしたら国道の下に大きなパイプが二本埋けてあります。両方に排水を取るということで非常に排水対策はできております。当該農地は説明のとおり耕作してあるようには思えませんでしたし、また周りも大きな木が生い茂っていて農地としては非常に条件の悪いところでした。そういうことでございます。

議長

この件につきまして、他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

続きまして、日程第5. 議案第86号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、14ページをお開きください。日程第5. 議案第86号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。

令和4年3月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

15ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が5件ございます。

詳細は田2筆 2, 182m<sup>2</sup>、畠3筆 824m<sup>2</sup>、計5筆の3, 006m<sup>2</sup>です。明細は16ページに記載しています。

続きまして、所有権移転が2件ございます。

詳細は田2筆 2, 831m<sup>2</sup>です。明細は17ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を  
求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。

全員賛成でございますので、議案第86号は原案どおり認定することに致します。

議長 続きまして、日程第6. 議案第87号 非農地判断についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、18ページをお開きください。 日程第6. 議案第87号  
非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について附議する。

令和4年3月7日 苫北町農業委員会 会長 大仁田金次。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、19ページの富岡の農地4件と23ページの都呂々の農地2件と27ページの志岐の農地15件について個人申請があっております。また、それに伴いまして、志岐の周辺農地11件についても一緒にご審議いただきたいと思います。

1件目ですが、位置図及び字図につきましては20ページから21ページに図示しております。場所は富岡の瑞林寺の近くになります。令和4年2月17日荒木委員及び事務局職員で現地調査を行いまして調査の結果につきましては22ページに記載をしております。

続きまして2件目ですが、位置図及び字図につきましては24ページから25ページに図示しております。場所は都呂々の町道田ノ平線終点から町道黒瀬線に入ったところになります。令和4年1月18日塙田委員、平田委員及び事務局職員で現地調査を行いまして、調査の結果につきましては26ページに記載をしております。

続きまして3件目ですが、位置図及び字図につきましては28ページから30ページに図示しております。場所は字で申しますと志岐のマテ櫻山になります。令和4年2月25日大仁田会長及び事務局職員で個人申請がありました農地15件に加え、その周辺に点在します農地11件も併せて現地調査を行いました。調査の結果につきましては31ページと32ページに記載をしております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

1件目についてですが、富岡の新富といって瑞林寺の近くです。畑に入るのによその家の道路を行ったり来たりせんといかんところです。私が6~7年前まではずっとトラクターで起こしてやっていたのですが、もうそれから行ってないものですから竹藪の状態になってしまって畠としては利用価値がないようになっていました。

議長

はい、ありがとうございました。

続けて、2件目を塚田委員さんお願いします。

塚田委員

はい。都呂々の現地ですけど農業委員会の皆さんに協力していただいて荒廃地解消したコスモス畠の川側の方に隣接した農地でして、川の側ですので以前は水稻とか野菜畠に利用されていたのでしょうかすでに大きな木があって荒廃しております、進入路も崩れたりして入れない状態でした。農地として復元するには難しいということで非農地にすることが適当ということで確認をしてきたところでした。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

大仁田会長

続いて、3件目は私が担当となっており事務局と確認に行ってきました。3年くらい前に志岐山はどこが誰だか分からなくて尋ね求めて行ったところでした。その方が病気になられまして耕作放棄地のようになって作る人がいなくなったというのがまず原因ですね。そして周辺から非農地状態になりますて、この前3年ぶりに行ったところが本当に荒れてしまってこれは非農地にする以外ないと判断してきました。そういうことでございます。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

平井委員

直接この件についてではありませんけど志岐の平野でも条件の悪いところはどんどん退いていきますよね。もう条件の良いところがあればそちらへ後継者は移っていきますので、狭いとか曲がっているとかレタスの場合は畠を真っ直ぐ立てますので、条件の悪いところはどんどん手放していくような状態です。広いところでもそんなことが起きていますよね。作れなくなったら荒れてくるのは非常に早いと思いますね。

議長

私が確認した3件目も非常に日当たりは良いんですよ。一ヵ所にまとまっているので、例えば牛の放牧地なんかにする人がおればもってこいの所だなあと思います。しかし、牛飼いの皆さんのが少なくなつてそういう利用もないということで、私は農家としてもつたいないなあと感じながら非農地判断をしてきました。志岐山でも一番良いところですよ。面積もある程度まとまっているし、そういう所が今から志岐の平野部でもあるかも知れませんけど山間部から非農地になっていくようです。

この前、天草市、上天草市と三者会議がありまして、どこの地域も膨大な非農地に悲鳴を上げておられるようです。調査して非農地判断するというような手間が、しかしそれは一回やっていかないとそのまま残せば次の仕事になっていきますので、事務局も私たちも非常に忙しいけれどもその非農地判断を急がなければならぬのではないかと各農業委員会の意見でございました。

他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の32件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の32件の農地につきましては、原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議 長

続きまして、日程第7. 議案第88号 農地移動適正化あっせん基準の改正についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、33ページをお開きください。日程第7. 議案第88号 農地移動適正化あっせん基準の改正について、2020年農林業センサスの結果を踏まえ、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想との整合性を図るため、農地移動適正化あっせん基準を別紙のとおり改正したいので附議する。

令和4年3月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

このあっせん基準の改正でございますが、資料34ページから39ページに変更前と変更後の新旧対照表をお示ししております。また、改正案のあっせん基準全文につきましては、議案とは別にお配りしております。

農地移動適正化あっせん基準についてですが、農業委員会が農地保有の合理化のために行う権利移動のあっせん事業については、昭和45年1月12日農林事務次官通知の「農地移動適正化あっせん事業実施要領」で定められています。

この実施要領の中で、農業委員会は農業振興地域整備計画に即して農用地等の権利を取得させるべき者の要件、あっせんの順位、順位の定め方などを記した「農地移動適正化あっせん基準」を予め定めて、都道府県知事の認定を受けるものとすると規定されています。

苓北町におきましては、昭和54年9月27日に制定されまして、その後、何度か改正をされています。今回の改正の趣旨ですが、2020年農林業センサスの結果、及び本町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定を受けて、基準面積や規模拡大目標面積等の見直しが必要となったため、あっせん基準を一部改正するものでございます。

簡単に改正案の内容を説明します。34ページから38ページについては条文の比較です。右側が変更前、左側が変更後をお示ししております。変更部分にアンダーラインを引いておりますが、ここでは主に農地移動適正化あっせん事業実施要領の改正に伴う文言の変更ですので説明は省略します。

次に39ページですが、あっせん基準の基準面積及び目標面積の変更前と変更後の比較となっております。今回の改正案で一番主な部分となりますのが、2020年農林業センサスの結果を反映させるため、本年1月7日開催の第1回総会で農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案をご審議いただいており、この別表が認定農業者、認定のための基準となるものでございます。あっせんを受ける資格があるかないかの基準となります。

2010年センサスでは、町の平均経営面積が82aでしたが、今回2020年センサスでは捉え方が変わっていて芥北町の平均経営面積は186aということでした。しかし、これでは無理な見直しになりますので以前の考え方で実情に合った平均経営面積を90aとさせていただきました。

別表1の基準面積ですけれども変更前は90aでしたが、これを平均経営面積以上に設定しなければならないため100aに変更したいと思います。また、別表2の目標面積については、町の基本構想に基づいて設定しており、ほぼ変更はございません。

説明は以上となります、現在、町と農業協同組合及び土地改良区に意見聴取を行っており、意見聴取の段階で修正等があった場合は変更することもありますことをご了解いただき、ご審議方よろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。

只今事務局からご説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第88号は提案どおり承認することに致します。

議長

続きまして、日程第8. 議案第89号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、40ページをお開きください。日程第8. 議案第89号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積についてです。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の別段面積（下限面積）として設定できることになっております。併せて、農業委員会は、毎年、別段面積（下限面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、新年度の別段面積（下限面積）の設定について以下のとおりご提案させていただくものでございます。

(1) 苫北町全域について、別段の面積（下限面積）を引き続き40アールと設定する。

(2) 空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の条件を満たす場合は、1アールと設定する。

理由と致しましては、(1)について、2015年農林業センサスにおいて、苫北町は農地法施行規則第17条第1項第3号に定める基準「下限面積未満の農家戸数が全体の4割」を越えていることと苫北町管内の農地状況や遊休農地面積等を考慮した結果、現行の下限面積を維持することが最適と判断されたためございます。

これに関しましては、本年2月17日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして、天草地域で格差が生じないように、引き続き天草管内は、ひとしく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することとなっております。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。

(2)について、農地の権利取得におきましては農地法第3条による制限がなされていますが、「空き家に付属した農地」取得に係る下限面積要件緩和につきまして、本町の定住促進と地域の活性化、遊休農地の有効利用及び解消に寄与するため、昨年3月の農業委員会総会で承認いただき要綱を定め、令和3年4月1日から施行しております。こちらに関しても変更はしないということです。

ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長

はい、只今事務局から別段面積につきましてご説明をいただきましたが、2月17日に天草地区の農業委員会連絡協議会代表者会議が開催され、私と塚田委員さんと宮崎事務局長の3名で出席しました。そこで検討されたわけでございますが、天草市、上天草市、苓北町共に別段面積は40アールで変更はしないという事に決定致しました。

この件につきまして ご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、原案のとおり別段面積の設定を行います。

議長

続きまして、日程第9. 議案第90号 苓北町農地利用最適化推進委員の選任について上程致します。

事務局より説明をお願い致します。

事務局

はい、41ページをご覧ください。日程第9. 議案第90号 苓北町農地利用最適化推進委員の選任について、次の者を苓北町農地利用最適化推進委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第17条第1項及び苓北町農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則第12条第1項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものです。

これまでの経緯を説明しますと、農業委員と農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、昨年11月1日から29日まで、町広報誌及びホームページにより推薦及び募集を行いました。最適化推進委員については定員8名に対しまして8名の推薦があったため、昨年の12月7日苓北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、全員適切であると評価を頂いたところです。

今日は評価委員会の結果を受けて、農業委員会で新しい推進委員さんについて選任の同意をいただき、改めて次の総会で新農業委員さんに委嘱について同意をいただくことになります。なお、新しい農業委員さんについては、今月開催されます議会で同意を得た後に、町長から任命されることになります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。苓北町農地利用最適化推進委員の選任につきましては、現在の農業委員会で選任の同意が必要。さらに4月1日以降に新しい農業委員会で委嘱についても同意が必要になります。この件につきましてご異議のある方は挙手をお願い致します。

(異議無し)

異議無しということでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、8名全ての方を承認することに致します。

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認可について

2. 農地法第3条の規定による許可申請書の取り下げについて

3. 許可不要転用届について

4. 農地貸借情報について

5. 令和4年度農業労働賃金（基準額）について

6. 令和4年度農業委員会総会開催日程について

7. その他

(大仁田会長 他 退任委員あいさつ)

次回、令和4年第4回総会は、令和4年4月1日（金）午前10時00分から庁議室において、新農業委員さんの辞令交付を行う予定でございます。事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議長 無いようでございます。  
農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和4年第3回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前11時10分

会長

署名委員

署名委員